

社会福祉学部で取得可能な免許状

社会福祉学部で取得可能な免許状は下記の通りである。

教育職員免許状の種類	免許教科
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	公民
高等学校教諭一種免許状	地理歴史
高等学校教諭一種免許状	福祉
特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・ 肢体不自由者・病弱者

1. 免許資格取得要件

免許状の種類 (教科)	基礎資格	教育職員免許法施行 規則(第66条の6) に定める科目	教育職員免許法に定める科目		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
①中学校教諭一種免許状 (社会)	学士の学位を有 すること	8 単位 介護等体験が必要(詳細は6. 介護等体験の履修を参照のこと)	20 単位	31 単位	8 単位
②高等学校教諭一種免許状 (公民) (地理歴史) (福祉)	学士の学位を有 すること	8 単位	20 単位	23 単位	16 単位
③特別支援学校教諭一種免許状 (知的・肢体・病弱)	中・高教諭の一 種免許状を有す ること	①又は②の免許状取得の他に 特別支援教育に関する科目 26 単位			

※本学における最低修得単位は法令を上回る科目があるので、教科ごとに科目表を参照のこと。

2. 履修の基本

(1) 教育職員免許法施行規則(66条の6)に定める科目 【8単位】

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」について、各2単位を修得すること。

(2) 「教科に関する科目」【最低修得単位 20単位】

教師になって担当する具体的な教科の知識修得を目的とした科目(専門科目)である。これは、各学部・各学科に設置されている科目である。

(3) 「教職に関する科目」【最低修得単位 中学校：31単位・高等学校：23単位】

教師になるための資質の向上を目的とした科目である。本学では教育職員免許法及び同施行規則に則り、「教職に関する科目」を定めている。

☆印の科目は卒業単位に算入されないので注意すること

(4) 「教科又は教職に関する科目」【最低修得単位 中学校：8単位・高等学校：16単位】

「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のそれぞれの修得単位数が、中学校教諭一種免許状及び高等学校一種免許状を取得するためのそれぞれに必要な単位数を超えた場合には、その単位を「教科又は教職に関する科目」の単位数に含めることができる。

ただし、異なる免許の科目をこれにあてる(例えば福祉科教育法を中学の免許のために用いる)ことはできない。よって、複数の免許を取得する場合、免許ごとによく確認すること。

(5) 履修カルテについて

4年次後学期には、それまでの教職課程での学びを振り返り総括する「教職実践演習」を履修しなければならない。したがって、課程登録者は、教職実践演習で用いる振り返りの資料として、1年次より「履修カルテ」(ポートフォリオ)を作成する必要がある。

履修カルテには、各学期に一度、教職課程での学びを課程登録者が総括し記入を行う。課程登録者は、各学期ごとに開催される「履修カルテ説明会」に必ず出席し、記入事項について担当教員の指導を受けた上で、指定された期日までに教育支援課に提出しなければならない。履修カルテへの記入は、学生自身が履修カルテの

データファイルに行い、その管理は学生が責任を持って行うこととする。

なお、教職実践演習開始時まで履修カルテの必要事項に記載漏れがあったり、履修カルテのデータファイルを紛失した等の理由で学びの振り返りと総括に支障があると判断される場合は、教職実践演習の履修を認めないことがあるので、履修カルテの記入や管理については十分に注意すること。

(6) 中学校教諭一種免許状（社会）を取得する際の前提科目（「中学校社会」）について

中学校教諭一種免許状（社会）の取得に際して必修科目となっている社会科・地歴科教育法Ⅰ・Ⅱおよび社会科・公民科教育法Ⅰ・Ⅱについては、原則として、一年次から履修できる「中学校社会」において単位が認定されている場合に限り履修登録をすることができる。高等学校各種免許についてはこの限りではない。

(7) 教員採用試験の合格を目指す場合は教員養成特別コースにおける各講座の受講を推奨する。

3. 教育実習について

4年次に、中学校教諭免許については4週間、高等学校教諭免許、特別支援学校教諭免許については2週間実施する。中学校と高等学校の両免許を希望する場合は中学校で4週間実施する。

(1) 教育実習履修の条件

- ① 1年次より数回開催される教職ガイダンスに必ず出席し、順を追って必要な事務手続きを済まさないといけない。なお、日時はその都度掲示する。
- ② 教職概論、教育学概論、教育心理学、教科教育法の履修状況をみて教育実習履修者を決定する。
- ③ 学業成績が悪い場合は教育実習の履修を認めないことがある。
- ④ 「教育実習指導」の出席が十分でなく、かつ、「模擬授業」を十分に行えない場合は教育実習を延期すること、または履修を認めないことがある。
- ⑤ 本学が示す「教育実習生心得」および実習校が示す「実習の条件」等を十分に理解せず、それを守れないと判断される場合は、教育実習の履修を認めないことがある。
- ⑥ 教育実習報告会、教職課程研究報告会に参加しなければならない。また別途指定される他学年開講科目を聴講しなければならない。

(2) 実習校

教育実習は、原則として協力校で行うが、出身校で行うこともある。実習校は、担当教員からの指導を受けた上で、3年次に各人が大学からの依頼状を持参して申し込み、決定する。

4. 教職実践演習について

4年次後学期にそれまでの教職課程での学びを振り返り総括することを目的として実施される。2010年度以降に入学した学生は教員免許状の取得に際して必ず履修しなければならない。教職実践演習の履修にあたっては、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 教職実践演習の履修条件

- ① 4年次後学期の時点で卒業見込み（残25単位以下）であり、教育職員免許状を取得見込みであること。
- ② 教育実習を終えている、あるいは実習中であること。
- ③ 担当教員の指導のもと、履修カルテに漏れなく記入がされていること。

5. 教職課程履修費について

種別	学年	履修課程	納額円
教職課程履修費	1年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・特別支援学校	2,000円
	2年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・特別支援学校	2,000円

	3年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉・特別支援学校	6,000円
	4年次	中学社会、高校公民・地理歴史・福祉	12,000円
		上記と併せて特別支援の課程を履修の場合	21,000円

6. 介護等体験の履修

中学校教諭免許状を取得するためには「介護等体験（障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験）」の履修が必要である。

(1) 履修が必要な者

中学校教諭免許状を取得しようとする者。高等学校教諭免許状のみを取得する場合は必要ない。なお、社会福祉士・精神保健福祉士課程における相談援助実習、または教職課程における特別支援学校での教育実習の実施をもって介護等体験の履修に代えることができる。

(2) 概要

①実施内容

ア. 障害者、高齢者等の介護または介助

イ. 障害者、高齢者等の話相手、散歩の付き添いなどの交流体験、あるいは掃除や洗濯といった受け入れ施設の職員に必要とされる業務の補助など。

②実施施設

特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）および社会福祉施設、またはその他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めたものに限る。

③期間

特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）で2日間、社会福祉施設等で5日間、計7日間を原則とする。

④証明書の発行

介護等体験の際、学校または施設の長より介護等体験に関する証明書（所定の用紙による）を発行してもらう必要がある。なお、介護等体験における行動、態度、出席状況等によっては証明書が発行されない場合がある。証明書は教育支援課に提出する。

(3) 実施年次

通常の介護等体験の場合は、2年次より実施する。社会福祉学部の社会福祉基礎実習や施設見学を介護等体験にあてることはできない。

(4) 実施時期

長野県教育委員会ならびに長野県社会福祉協議会の計画に従うものとする。

(5) 手続きなど

必要な手続き・費用(15,000円)・情報等については、説明会・掲示等で指示する。

7. 履修すべき科目及び手続きなど

年次	履修すべき科目等	手続きなど
1年次	教科に関する科目の履修（1～） 教職に関する科目の履修（1～） 教育職員免許法施行規則（66条の6）に定める科目の履修（8単位） 履修カルテの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・教職ガイダンス（前・後学期） ・教職課程登録 ・教職課程履修費の納入 ・履修カルテ説明会（後学期） ・教育実習報告会に出席 ・教職課程研究報告会の出席 ・その他、指定された他学年開講科目の聴講（ポータルで通知）

2年次	<p>教科に関する科目の履修 (1～及び2～) 教職に関する科目の履修 (2～) 教育職員免許法施行規則 (66条の6) に定める科目の履修 (不足分) ○中免のみ・・・介護等体験の実施</p> <p>履修カルテの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職ガイダンス (前・後学期) ・介護等体験申込み ・履修カルテ説明会(前・後学期) ・介護等体験費の納入 (該当者) ・教職課程履修費の納入 ・教育実習報告会に出席 ・介護等体験報告書の作成 ・教職課程研究報告会の出席 ・教職課程履修費の納入 ・その他、指定された他学年開講科目の聴講 (ポータルで通知)
3年次	<p>教科に関する科目の履修 (不足分) 教職に関する科目の履修 (不足分) 各教科の教育法の履修終了 教育実習指導の履修</p> <p>履修カルテの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職ガイダンス (前・後学期) ・履修カルテ説明会(前・後学期) ・教職課程履修費の納入 ・教育実習希望届の提出 ・教育実習校へ実習依頼 ・教育実習報告会に出席 ・教職課程研究報告会の実施 ・教育実習校決定 ・その他、指定された他学年開講科目の聴講 (ポータルで通知)
4年次	<p>教科に関する科目の履修 (不足分) 教職に関する科目の履修 (不足分) 教育実習の履修 教職実践演習の履修</p> <p>履修カルテの作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教職ガイダンス (前・後学期) ・教職課程履修費の納入 ・教育実習生調査票の提出 ・履修カルテ説明会(前・後学期) ・免許状授与申請書の提出 ・教育実習報告会の実施 ・教育実習報告書の作成 ・教職課程研究報告会の実施
卒業時	卒業所要単位取得・教職課程所要単位取得	・教育職員免許状授与